

現行の教職大学院の教育課程について

- 教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上(実習10単位以上を含む)を修得することと規定されている(専門職大学院設置基準第29条第1項関係)。
- 共通科目の部分の単位数については、各大学院における設定に委ねられているものの、総単位数から実習10単位を引いたもののうちの半数以上が目安として示されている(平成18年中教審答申)。現行の教職大学院では、おおむね20単位としている。
- 実習については、現職教員について全部または一部免除することができると規定されている(同設置基準第29条第1項第2項関係)。現行の教職大学院では、7大学で全部免除、19大学で一部免除を認めている。

教職大学院の全体構造

